

令和 3 年(2021 年) 3 月 日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市社会福祉審議会

委員長 朝日 雅也

第 6 期越谷市障がい福祉計画・第 2 期越谷市障がい児福祉計画の  
策定について (答申)

令和元年 5 月 23 日付け越福推第 50-4 号で諮問のあったことについて、  
別添のとおり答申します。

## 答 申

第4次計画期間中の市の主な成果について記載しています。

平成30年度からスタートした「第5期越谷市障がい福祉計画・第1期越谷市障がい児福祉計画」の3か年の計画期間において、本市では、障害者等相談支援事業の再編や障害福祉サービスや障がい児支援を行う事業所の整備を促進するなど障がい者及び障がい児の支援体制の構築は、着実に進んでいると認識しています。

国の動向について記載しています。

今般の「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」の策定に際し、国から提示された基本的な指針では、障がい者が地域生活を継続することができる体制の確保、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築、障害福祉サービス等の提供を担う人材の確保等について、新たに考え方が追加されています。

計画案の作成に係る経過について記載しています。

当審議会では、令和元年度から2か年にわたり慎重に審議を行い、同時に進めていた「第5次越谷市障がい者計画」の案に合わせ、基本理念を「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」とし、新たに「第6期越谷市障がい福祉計画・第2期越谷市障がい児福祉計画」の案を取りまとめましたので、ここに答申します。

分科会等でのご意見を踏まえ作成した計画案の概要について記載しています。

本計画案では、基本理念の実現に向け、国の基本的な指針及び埼玉県の考え方を踏まえ、障害福祉サービスや障がい児支援サービスの提供体制の確保に関する7つの成果目標を掲げています。

7つの成果目標を達成するためには、障がい者児の障害福祉サービス等の利用意向を把握し、希望に沿った支援を行うことを前提に、市や関係機関、市民が情報を共有し、共通理解のもと、サービスの量的、質的な向上を図ることが重要であると考えます。

まとめの文です。

最後に、本計画の実施にあたっては、この答申の趣旨、策定過程において審議会が出された意見、提案等を十分に尊重いただき、本市におけるライフステージの各段階で一貫性及び連続性のある障がい者児の支援体制の構築が一層推進されることを望みます。